

石垣市森林環境税免除要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号。以下「令」という。）で規定する森林環境税の免除事務処理の運用に必要な事項を定めるものとする。

(免除の基準)

第2条 法第11条に規定する森林環境税の免除は、次に定めるところによる。

(1) 法第11条第1号に該当する者

- ア 災害（震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害をいう。以下同じ。）により死亡した者
- イ 災害により障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。）となった者
- ウ 災害により自己（同一生計配偶者又は扶養親族を含む。以下同じ。）の所有に係る住宅又は家財について受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上である者（災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹災証明書（以下「罹災証明書」という。）により確認することができる者を含む。）で、前年中の合計所得金額が750万円以下である者については、次の表に定めるところによる。

前年中の合計所得金額 \ 損害の程度	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上
	免除	免除
500万円以下	免除	免除
500万円超え750万円以下	—	免除

(2) 法第11条第2号に該当する者

(3) 法第11条第3号に該当する者

- ア 失業又は廃業により、当該年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額の10分の5以下に減少すると認められる納税義務者で、前年中の合計所得金額が300万円以下である者について、次の表に定めるところによる。

前年中の合計所得金額 \ 合計所得金額の程度	10分の3を超え 10分の5以下	10分の3以下
	免除	免除
200万円以下	免除	免除
200万円超え300万円以下	—	免除

イ 疾病、傷病により多額の医療費を支出

疾病、傷病による自己に係る医療費の支出額（保険金、損害賠償金等により補填され

るべき金額を除く。)が前年中の合計所得金額の10分の3以上であると認められる納税義務者で、前年中の合計所得金額が300万円以下である者について、次の表に定めるところによる。

医療費の支出額の割合 前年中の合計所得金額	10分の3を超え 10分の5未満	10分の5以上
200万円以下	免除	免除
200万円超え300万円以下	—	免除

ウ 盗難により多額の被害を受けた等

盗難による自己の所有に係る家財の損害額（保険金損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が前年中の合計所得金額の10分の3以上であると認められる納税義務者で、前年中の合計所得金額が300万円以下である者について、次の表に定めるところによる。

損害額の程度 前年中の合計所得金額	10分の3を超え 10分の5未満	10分の5以上
200万円以下	免除	免除
200万円超え300万円以下	—	免除

エ アからウまでに定めるもののほか、市長が納付が困難と認める者については、法及び令の規定に基づき判定し、アからウまでの規定に準じて免除することができる。

(免除の申請)

第3条 法第11条に規定する森林環境税の免除を受けようとする納税義務者は、次に掲げる事項を記載した森林環境税免除申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所
- (2) 免除を受けようとする事由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、同項第2号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市長が当該書類により確認する以外の方法により当該事項を確認することができるときは、この限りでない。

(免除の決定等)

第4条 前条の規定により申請書が提出されたときにおいて、これに対する可否を決定したときは、森林環境税免除申請に関する決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(免除の取消し)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正行為により免除を受けたと認められるときは、直ちにその者に係る免除を取消し、免除により免れた税額を徴収するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。